

原子力政策に関する 最近の動向について

2026年3月31日

資源エネルギー庁

原子力発電所の現状①

2026年3月31日時点

再稼働
15基

(発電再開日)

設置変更許可
3基

(許可日)

**新規制基準
審査中**
8基

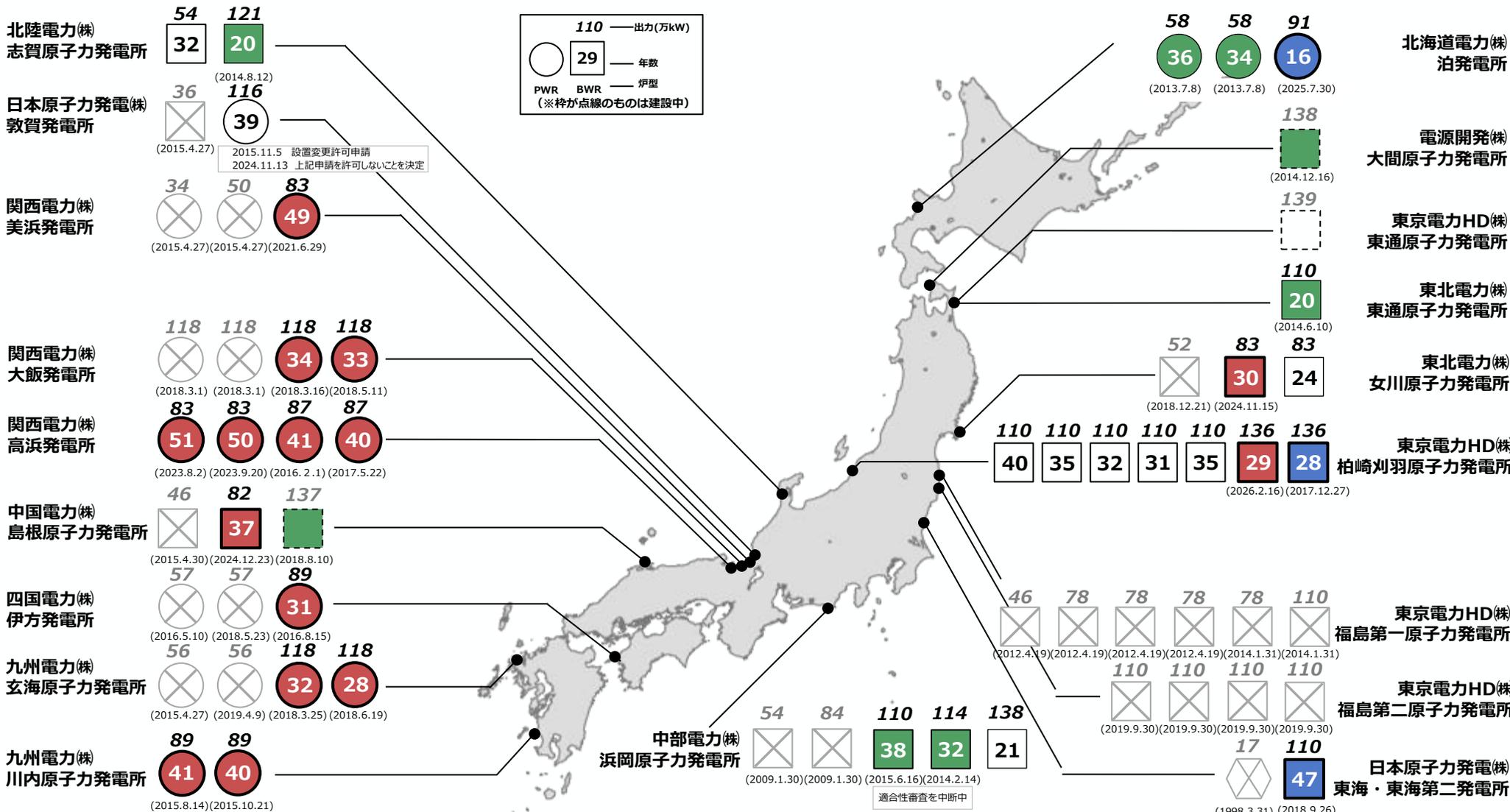
(申請日)

未申請
10基

廃炉
24基

(電気事業法に基づく廃止日)

110 — 出力(万kw)
29 — 年数
PWR BWR — 炉型
(※枠が点線の場合は建設中)



適合性審査を中断中

再稼働済の原子炉：15基

再稼働済みの原子炉：15基

(柏崎刈羽⑥、女川②、島根②、美浜③、大飯③④、高浜①②③④、伊方③、玄海③④、川内①②)

- 柏崎刈羽⑥は、2026年2月に発電および送電を開始。

設置変更許可済の原子炉：3基

設置変更許可済：3基

(柏崎刈羽⑦、東海第二、泊③)

- 柏崎刈羽⑦は、2025年10月に特重施設設置期限を迎えた。特重工事完了時期は、2029年8月を予定。
- 東海第二は、安全対策工事を実施中。防潮堤の設計変更等に係る詳細設計の内容等について、規制庁の審査中。
- 泊③は、2025年7月に設置変更許可。設計および工事計画に係る審査、安全対策工事等を実施中。

設置変更許可審査中の原子炉：8基

断層・地震・津波や、プラント設備の審査中：8基

(泊①②、大間、東通①、浜岡③④、志賀②、島根③)

- 島根③は、2024年12月より、プラント設備の審査を開始。
- 大間は、2025年6月より、プラント設備の審査を開始。

※浜岡③④は、2026年1月に、中部電力が基準地震動策定プロセスにおける不適切事案を公表。

原子力規制委員会は、新規制基準適合性審査の中断を決定し、現在、原子力規制検査等を実施中。

※敦賀②は、2024年11月の原子力規制委員会において、日本原電の設置変更許可申請に対して許可をしない旨を決定。

日本原電は、2025年9月に再申請に向けた追加調査を開始。

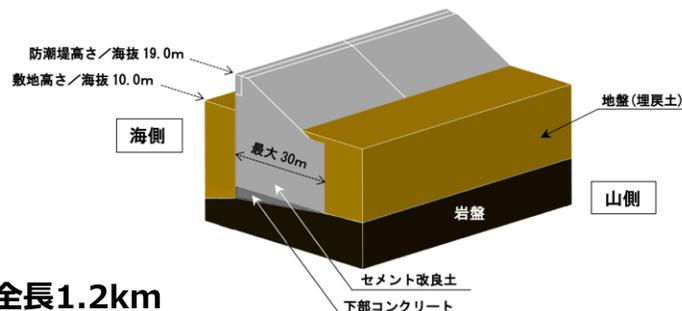
【参考】北海道電力・泊発電所の再稼働に向けた状況について

- 北海道電力・泊発電所 1・2・3号機は、2013年に設置変更許可を申請。
- 3号機**は、2025年7月に設置変更許可、同年8月に経済産業大臣が道知事・4町村に電話にて理解要請。
- 北海道電力は、**泊発電所の再稼働後には燃料費削減効果など踏まえ、電気料金を値下げする**方針であり、2025年10月31日に値下げ見通し（規制料金（家庭向け）で11%値下げ等）を公表。
- 2025年11月17日に泊村長、26日に神恵内村長・共和町長、28日に岩内町長が、3号機の再稼働に同意すると表明。12月10日に、鈴木道知事が3号機の再稼働への同意を表明。**
- 防潮堤などの安全対策工事を経て、**2027年のできるだけ早い時期に再稼働を目指す**。また、**2030年代前半には1, 2号機を含め全基の再稼働**を目指す。

概要

	出力	炉型	営業運転開始日	適合性審査
1号機	57.9万kW	PWR	1989年6月	審査中 (3号機を優先)
2号機	57.9万kW	PWR	1991年4月	
3号機	91.2万kW	PWR	2009年12月	設置変更許可

防潮堤の断面図



立地・周辺立地地域



※UPZ (Urgent Protective action planning Zone)
※PAZ (Precautionary Action Zone)

【参考】東京電力・柏崎刈羽原子力発電所の状況について

- 2017年12月に6・7号機の設置変更許可を取得（震災後BWR初）。
- 所在地は、東北電力の旧供給区域であり、国内で唯一、自身の供給区域外にある原子力発電所。
- 柏崎刈羽原子力発電所1基が再稼働した場合、**東電管内で2%以上の予備率の向上**が見込まれ、首都圏始め東日本にとって重要な脱炭素電源。

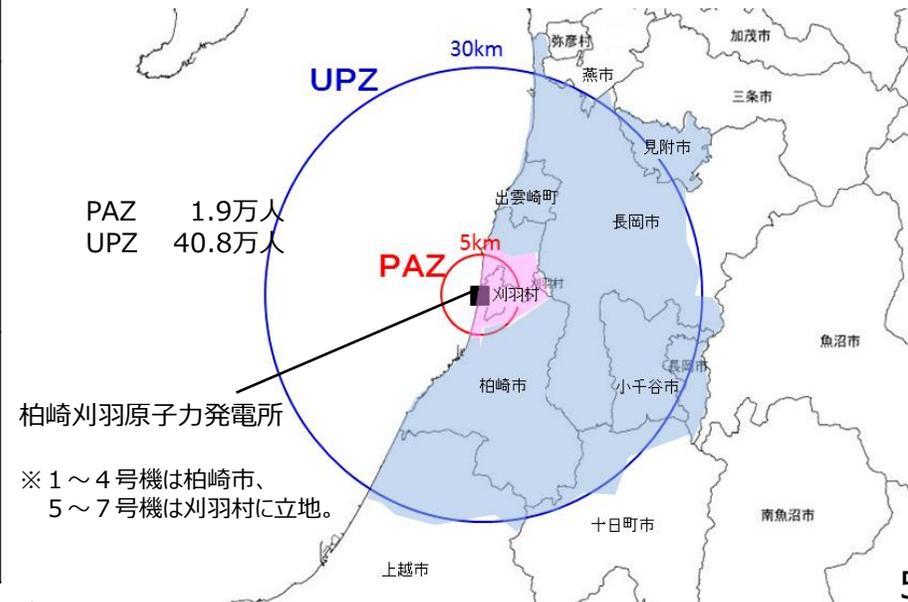
※ 東日本大震災時、東京湾・太平洋沿岸の各発電所は次々停止し、**約2,100万kWが脱落**。翌日、首都圏の電力供給に貢献したのは、**運転中であった柏崎刈羽原子力発電所1,5,6,7号機（約490万kW）**だった。

- 2025年12月23日、**県知事が6号機および7号機の再稼働に関する国からの理解要請について了承**。
- 2026年1月21日、**6号機の原子炉起動**。一部設備の不具合に伴う原子炉停止を経て、2月9日に原子炉を再起動し、**2月16日、発電・送電を開始**。

概要

	炉型	出力	経過年	適合性審査	所在
1号機	BWR	110万kW	40	未申請	柏崎市
2号機			35		
3号機			32		
4号機			31		
5号機			35		
6号機	ABWR (改良型)	136万kW	29	再稼働済	刈羽村
7号機			28	設置変更許可済	

立地・周辺立地地域

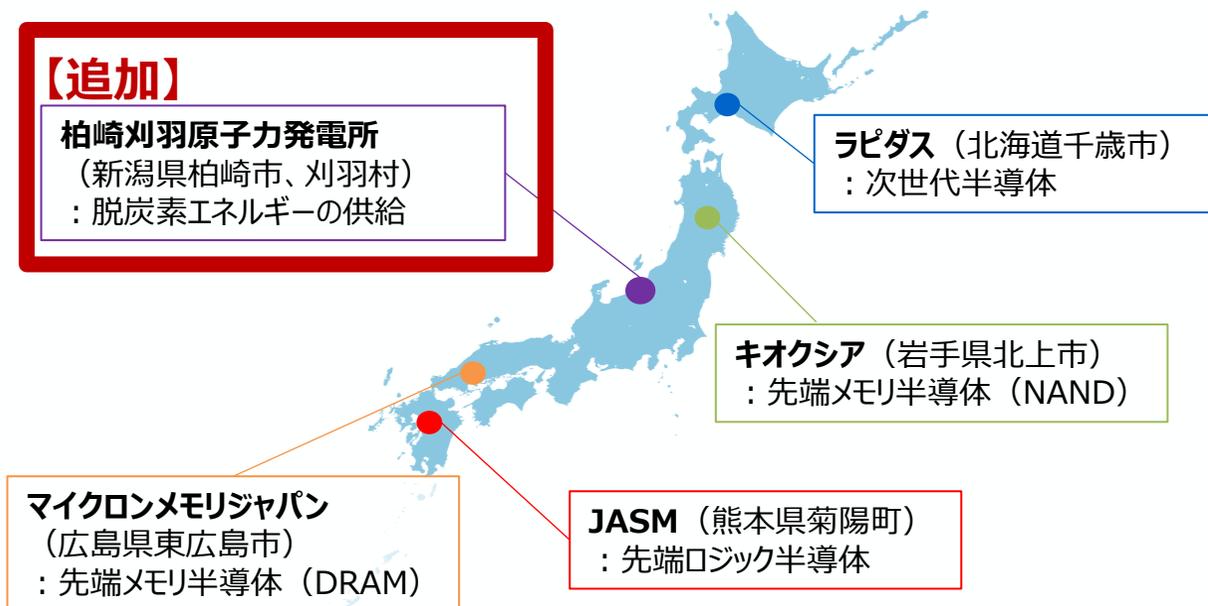


※ 2～4号機は、中越沖地震（2007年7月）以降、停止。1, 5～7号機は、震災後、2011年8月以降に順次停止。

【参考】 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた原子力防災の充実・強化の動き

- 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向け、2025年8月の「**第13回原子力関係閣僚会議**」において、原子力防災の充実・強化の一環として、**地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の活用を含めて対応する方針を確認**。
- 確認された方針に基づき、2025年12月の「**第4回地域産業構造転換インフラ整備推進会議**」において、産業構造転換に必要な「**脱炭素エネルギーの供給に資するプロジェクト**」として「**新潟県における柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する事業**」が地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の支援対象に選定。

支援対象とする民間プロジェクト



支援を行う関連インフラ

北海道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 道路
岩手県	<input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 道路
新潟県 【追加】	<input type="checkbox"/> 道路
広島県	<input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 道路
熊本県	<input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 道路

【参考】第1回 柏崎刈羽原子力発電所に関する監視強化チームの開催について

(2026年1月22日)



■ 設置趣旨

電力の安定供給および脱炭素電源確保のために重要な意義を有する東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けて、東京電力福島第一原子力発電所事故を起こした東京電力に対する不安の声を踏まえ、関係省庁の緊密な連携を確保し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の運営の監視に万全を期すため、原子力関係閣僚会議の下に、柏崎刈羽原子力発電所の運営に関する監視強化チーム（以下「監視強化チーム」という。）を開催する。

■ 構成員

チーム長	佐藤内閣官房副長官
チーム長代理	山田経済産業副大臣
副チーム長	内閣官房副長官補（内政担当）
主査	資源エネルギー庁長官
チーム員	内閣官房危機管理審議官
	内閣府政策統括官（原子力防災担当）
	警察庁警備局長
	総務省大臣官房自然災害等対策総括官
	消防庁次長
	厚生労働省労働基準局長
	国土交通省大臣官房危機管理・
	運輸安全政策審議官
	海上保安庁海上保安監
	環境省水・大気環境局長
	防衛省統合幕僚監部総括官

■ 初回会合（1/22）オブザーバー

原子力規制庁
東京電力HD株式会社

■ 東京電力から6号機の起動後の状況を含め以下について報告

- ①安全性向上・原子力防災（安全強化策、緊急時訓練、トラブルへの対応等）
- ②立地地域との共生（産学官連携による研究開発、避難支援体制強化、資金拠出等）
- ③情報発信や地域理解（媒体での情報発信、発電所視察、コミュニケーションブース開催等）

■ 関係府省庁から東京電力に対して以下を指示・要請

- ・資源エネルギー庁：安全性向上への不断の取組、地域活性化への貢献、県民への丁寧な説明、情報発信。
- ・内閣府原子力防災：原子力防災に関する地域住民の理解促進、避難環境の整備の連携
- ・警察・海保・防衛省：緊密な情報共有やテロや攻撃を想定した合同訓練の実施。
- ・厚生労働省：協力会社を含めた労働災害防止の徹底。

（上記のほか、原子力規制庁から、事業者の検査や各種試験を監視し、規制基準への適合性を厳格に確認していく旨の発言。）

■ 佐藤官房副長官の締めくくりのご発言（抜粋）

- 本日の会合を踏まえ、東京電力においては、現在、営業運転開始までの検査を進めている段階であり、引き続き健全性の確認をひとつひとつ丁寧に行い、安全最優先での対応を求めたい。
- 関係府省庁においては、緊密に連携し、引き続き県民の皆様の安心につながる取組を継続し、本会合の活動状況を県民の皆様に分かりやすく伝えてください。

原発特措法※の対象地域拡大について

※原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

- 原発特措法は原子力発電施設等の周辺地域について、地域の防災に配慮しつつ、住民生活の安全確保に資する道路・港湾等の防災インフラ整備に際し、国庫補助率の嵩上げや地方債の交付税措置により地方負担を軽減する特別措置を講じ、立地地域の振興を図ることを目的としている。
- 原発特措法の支援対象地域を概ね30km圏内へ拡大するための必要な手続として、内閣府の事務次官通達を令和7年12月に改正、今後原子力立地会議で新たに地域指定・振興計画の決定を進めていく。

改正の背景

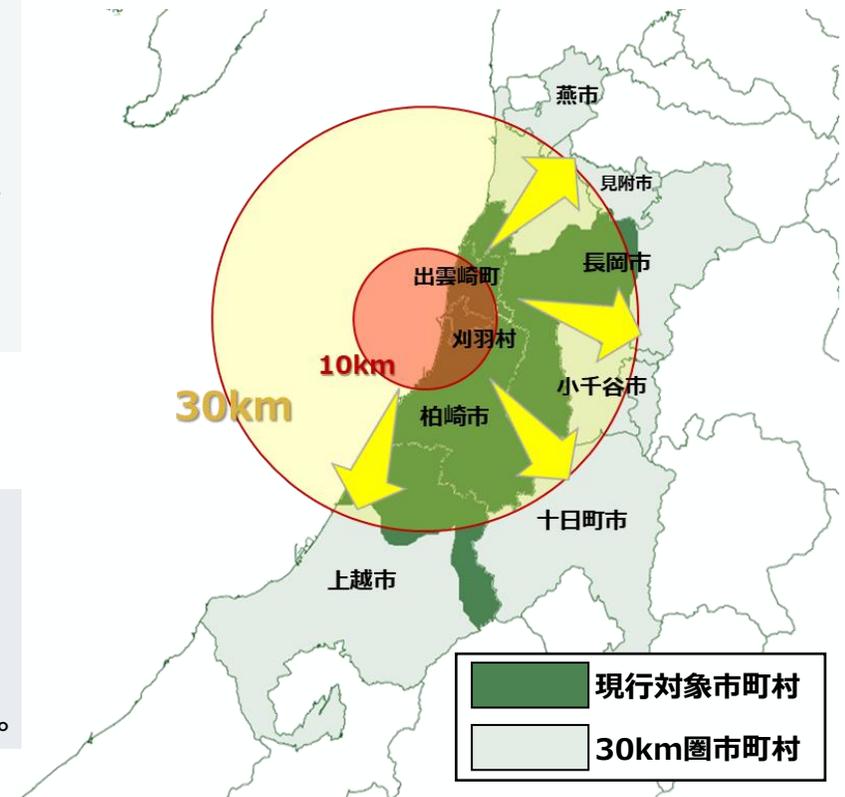
- 原発特措法の支援対象となる「原子力発電施設等立地地域」は、平成13年内閣府事務次官通達において、原子力発電施設等から概ね半径8~10km※¹が含まれる自治体を対象としていた。
※¹ EPZ : Emergency Planning Zone、緊急時計画区域
- 他方、福島第一原子力発電所事故後、原子力規制委員会による原子力災害対策指針において、自治体の地域防災計画・避難計画は概ね半径30km※²の範囲で策定が求められることとなった。
※² UPZ : Urgent Protective action planning Zone、緊急防護措置準備区域

改正までの動き

- 令和7年8月に開催された原子力関係閣僚会議において、原発特措法の指定対象地域を概ね30km圏内に拡大しインフラ整備支援を拡充する方針を決定。
- 必要な手続を進め、パブリックコメントを経て、令和7年12月22日に内閣府事務次官通達を改正。同日付で施行・都道府県に通知済み。

※現在、EPZは廃止され、PAZ及びUPZが規定されている
(PAZ : Precautionary Action Zone、予防的防護措置を準備する区域 (原子力発電所から概ね半径5km圏内))

対象地域拡大のイメージ (例：新潟県)



革新軽水炉の規制予見性に関する動向

- ATENAは、革新軽水炉の導入に向けて、規制基準との関係性を含め、課題検討・整理を進めており、2024年9月に、原子力規制委員会に対し、革新軽水炉の規制について、予見性が十分でないとする3つの論点を提示。2024年12月から2026年1月にかけて、原子力規制庁との間で、計7回の実務レベルの技術的意見交換会を実施。
- 2026年3月の原子力規制委員会において、各論点に対する規制上の対応方針が一部示され、了承。その他の対応方針についても、今後の原子力規制委員会において付議される見込み。

2026年3月25日 原子力規制委員会の了承事項

論点① 常設設備を基本とした重大事故等対応

- ✓ 重大事故への対応として、可搬型設備を配備することと規定されているものであっても、常設設備の有効性が認められた場合には、常設設備の設置により、規制要求を満足すると認める
- ✓ ただし、少なくとも原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものについては、既設炉と同様の配備数とする必要はないものの、可搬型設備の設置も要求する 等

論点② 重大事故等対処設備と特重施設の機能統合

- ✓ 設計基準対象設備（DB設備）や重大事故等対策設備（SA設備）を特重施設の代替設備と認めうる
- ✓ ただし、フィルタベントについては、自主設備とせず、設置を要求する 等

論点③ 溶融炉心対策への新技術（コアキャッチャ）の導入

- ✓ 原子炉格納容器下部の溶融炉心の冷却対策の成立性が確認できるのであれば、規制要求を満足すると認める

※論点③については、ATENAより、引き続き、技術的論点等について議論を継続したい旨の要望があったことを踏まえ、今後の対応方針について、改めて原子力規制委員会に諮られる見込み。

中部電力による地震動評価に関わる不適切事案について

- 2026年1月、中部電力は、浜岡原子力発電所の地震動評価に際し、審査会合での説明と異なる方法や意図的な方法で基準地震動の代表波を選定していたことを公表。
- 経済産業省は、電気事業法に基づく報告徴収命令を発出。
- 原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づく報告徴収や原子力規制検査の実施、浜岡原子力発電所に関する審査の停止等を決定。

経緯

- 1 / 5 中部電力が、地震動評価にあたり、審査会合での説明と異なる方法や意図的な方法で地震動の代表波を選定していたことを公表。

同日、経済産業省から中部電力に対し、電気事業法に基づく報告徴収命令（4/6期限）を発出するとともに、その他の事業者に対して安全最優先を徹底するよう要請。

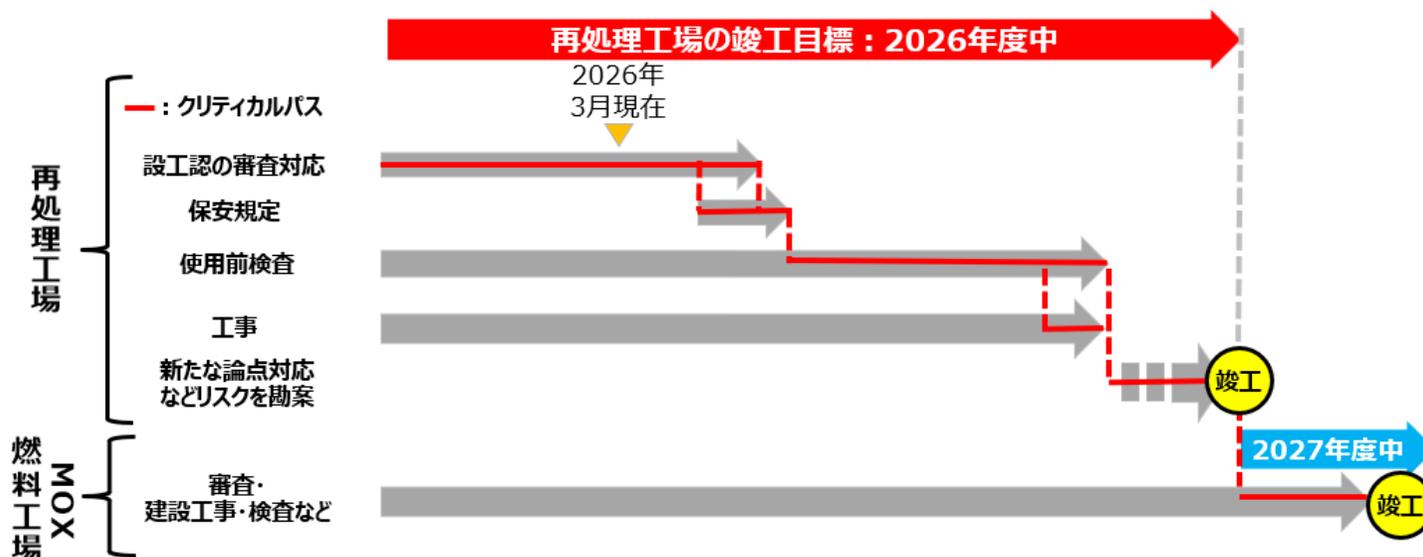
- 1 / 1 4 原子力規制委員会が以下の対応を決定
- ① 原子炉等規制法に基づく報告徴収の実施（事実関係・経緯については3/31期限）
 - ② 原子力規制検査の実施
 - ③ 浜岡原子力発電所に係る審査を停止
 - ④ 他の事業者への注意喚起（同日に実施）

- 1 / 1 9 原子力エネルギー協議会（ATENA）が、各事業者において、浜岡原発と同様の不正事案は確認されなかった旨を公表

- 3 / 3 1 原子炉等規制法に基づく、事実関係・経緯の報告徴収の期日
（その他の項目（原因の特定、第三者委員会の調査結果、是正措置等）については取りまとめ次第の報告）

六ヶ所再処理工場・MOX燃料工場の竣工に向けた取組

- 六ヶ所再処理工場・MOX燃料工場は、現在、**設工認の審査中**。竣工目標は、再処理工場が「2026年度中」、MOX燃料工場が「2027年度中」。
- 同工場の竣工に向け、**使用済燃料対策推進協議会の幹事会**を概ね四半期に一度開催し、**進捗管理や追加的な人材確保の機動的な調整**を実施。
- 直近では、本年2月12日に幹事会を開催し、下記をはじめとする項目を議論。
 - ①審査の着実な対応に加え、検査等のスケジュールについて、精緻化を進めること**
 - ②審査対応に加えて、物量が多い補正作業などの準備について、日本原燃において、効率的な進め方を検討すること**
 - ③業界においては、上記の日本原燃の取組に対して、どのような支援が可能か検討すること**



原子力利用に伴う課題の解決に向けた知事への協力依頼

- 2025年末、東京電力・柏崎刈羽原子力発電所及び北海道電力・泊発電所について、再稼働に対する理解表明がなされたところ、立地地域の声として、「再稼働の意義やバックエンド問題の重要性について、電力消費地にも理解してほしい」等の御指摘をいただいた。
- こうした声も踏まえ、赤澤経済産業大臣より全国の都道府県知事に対し、原子力利用に伴う課題の解決に向けた協力依頼として、①原子力発電所立地地域の負担に対する理解と連携や②文献調査地区の拡大に向けた国の取組に対する理解を求めるレターを发出（2026年1月16日付）。

（レター抜粋（最終処分・文献調査関係））

また、原子力発電を今後も持続的に活用していく上で、発電に伴い発生することとなる高レベル放射性廃棄物の最終処分は、避けて通れない国家的課題です。これまでの原子力利用に伴い、既に相当の廃棄物が発生している中、今後とも原子力発電を活用していくためには、最終処分の課題を将来世代に先送りすることなく、処分地の選定を進めていくことが不可欠です。

この国家的課題の解決に貢献するとの思いの下、現在、原子力発電所が立地する北海道及び佐賀県の3町村で文献調査を受け入れていただいておりますが、処分地の選定は、原子力発電所の立地地域のみでの課題ではありません。日本全体の課題であり、電力の消費地も含めて、調査地域を拡大していくことが必要です。

科学的により良い場所を選定するためには、調査を実施させていただくことが不可欠です。既存の文献だけでは地下深部の地質情報は限られており、科学的な適性を評価することは困難であることから、地下深部の地質情報を新たに調査・取得し、比較考量する必要があります。文献調査や概要調査は、そのために全国複数地点で行う調査であり、処分地の選定に直結するものではありません。

こうした認識の下、国として更に一歩前に出て、全国的な理解活動に取り組むのはもちろんのこと、処分地の選定に向けた調査について、地域任せにすることなく、国の責任で地域にご協力をお願いしていきます。知事の皆様におかれましては、こうした国の取組を御理解頂き、各基礎自治体の意向も尊重しつつ、エネルギー政策の課題解決に協力いただくことをお願いいたします。

私自身も、引き続き、処分地の選定に向けて、更なる努力を行ってまいります。

南鳥島（東京都小笠原村）での文献調査の実施の申入れ

- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）に基づき、**南鳥島（東京都小笠原村）において、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第6条第1項に規定する文献調査を実施することについて、小笠原村の渋谷正昭村長に対し、申入れを実施**（令和8年3月3日（火））。
- 引き続き、**地域の皆様に御理解を深めていただけるよう説明や情報提供を行う**など、**国としても前面に立って取り組んでいく**。

■ 経済産業大臣から小笠原村長への申入れ文書（ポイント）

- 本年2月9日に、特定放射性廃棄物の最終処分の必要性や文献調査を含む処分地選定調査の内容について、貴村に御説明させていただきたい旨お願いをさせていただいたところです。
- 貴村南鳥島は、「科学的特性マップ（平成29年公表）」において、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域であり、最終処分施設の地上施設を設置し得る未利用地が存在しています。加えて、全島が国有地であり、長年にわたり国策にも御協力を頂いています。
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）に基づき、下記のとおり申し入れさせていただきます。

記

貴村南鳥島の区域において、最終処分法第6条第1項に規定する文献調査を実施すること。

【申入れの様子】
日時：令和8年3月3日（火）
場所：小笠原村役場
（左：資源エネルギー庁 吉村 エネルギー・地域政策統括調整官）
（右：小笠原村 渋谷 村長）

■ 小笠原村長コメント

本日、赤澤経済産業大臣からの文献調査の申し入れ文書を受け取りました。

今回の受領に先立ち、最終処分の必要性や文献調査の内容について事前のご相談を受けた際に、国とNUMOには速やかに村民向けの説明会を開催し、地層処分や文献調査の内容などについて村民に丁寧な説明を行っていただくことをお願いいたしました。

なお、申し入れに対して、私としては、説明会等における村民や村議会の意見などを踏まえながら判断してまいります。

令和8年3月3日
小笠原村長 渋谷正昭



第4回原子力サプライチェーンシンポジウム（2026年3月9日）

- 第4回原子力サプライチェーンシンポジウムを開催。対面・オンライン合わせ約500名が参加し、原子力サプライチェーンの維持・強化に向けた取組紹介や議論がなされた。
- 小森政務官による冒頭挨拶や、経済界からの講演、産官学の業界関係者によるパネルディスカッション等を通じ、サプライチェーン維持・強化に向けた官民の取組の加速の機運を醸成。

当日のプログラムや会場の様子

開会挨拶：小森経済産業大臣政務官

基調講演：資源エネルギー庁久米部長

セッション1 原子力産業のこれから：経団連、AWS

- 経済界からの原子力活用・サプライチェーンへの期待に関する講演

セッション2 次世代革新炉の開発・設置に向けた取組

- ：三菱重工業、日立GEV、東芝ESS、IHI・JGC、Holtec・三菱電機
- 主な次世代革新炉の開発状況や海外展開状況に関する講演

パネルセッション3 サプライチェーン強化の取組

- ：電事連、日立GEV、太平電業、ATENA、三菱総研
- 一般産業品活用やデジタル技術の活用といった、原子力サプライチェーン高度化に向けた講演・ディスカッション

パネルセッション4 原子力人材の確保・育成の取組

- ：JAIF、北海道電力、四電エンジニアリング・三菱総研、文科省、原子力規制庁
- 関係省庁の原子力人材育成の政策方針や経産省と事業者での協業事例について講演・ディスカッション



小森政務官 開会挨拶

- 国として、原子力産業・人材基盤の維持・強化に取り組んで参ります。
- （原子力産業の未来を描くために）産業界と国が丸となって、取り組んでいきたいと考えております。



経団連 木藤委員長
（資源・エネルギー対策委員会）



AWS Simon氏
（Head of Public Policy APAC）



当日のディスカッションの様子

原子力サプライチェーン支援の取組～海外プロジェクト参画支援

- 昨年の米ASMEに関する勉強会に続き、主に欧州で適用が想定されるISO19443に関する勉強会を2026年2月に実施、約20社50名が参加。勉強会翌日には希望する企業を対象に個別相談会も実施し、実案件が近づくサプライヤの規格取得支援を一層強化。
- GEベルノバ幹部の日本出張のタイミングを捉え、サプライヤを紹介するセッションを実施。9社が自社の強みを直接プレゼンテーションし、世界各地で進むBWRX-300建設プロジェクトへの参画に向けてアピール。

海外規格勉強会（ISO19443）

- フランスの原子力エンジニアリング会社Oakridge社を招き、ISO19443とISO9001とのギャップや、規格取得に向けて取るべきアクションを解説。
- 個別相談会では、各社ごとの事情に応じた質疑応答がなされ、規格の取得に向け、より具体的な意見交換がなされた。



GEベルノバへのサプライヤ紹介セッション

- カナダで初号機の建設が進められ、米国や欧州でも導入が検討されているBWRX-300建設プロジェクトへの参画を目指し、GEベルノバ幹部宛に、サプライヤが直接自社の強みをアピール。



原子力人材育成・強化に係る協議会

- 我が国の原子力産業基盤は多くの原子力技術/技能人材により支えられているが、震災以降の新規建設案件喪失による見通しの不透明化や原子力関連学科の学生減少等により、人材の確保・育成が徐々に困難になってきている状況。
- 産業界の人材不足に加えて、文科省が主導する「原子力教育コンソーシアム」の改組に向けた検討や、規制を担う人材不足等、産官学全体で協力して取り組むべき課題が山積している。
- こうした課題を解決するため、関係者が定期的に一同に会し、情報共有（各所掌の状況・各国事例の調査）、政策立案に向けた議論を行う協議会を設置した。

協議会概要

【関係機関・大学】

- 日本原子力産業協会
- 電気事業連合会
- 日本電機工業会
- 日本原子力研究開発機構
- 京都大学、東京大学

【関係省庁】

- 内閣府
- 文部科学省
- 原子力規制庁
- 経済産業省

【開催実績】

- 第1回 2025年9月24日
- 第2回 2025年12月10日
- 第3回 2026年3月13日

主な議題

第1回

- 関係機関・主要企業における人材育成の取組の共有
- 関係者における現状認識の整合
- 人材育成（技術・技能承継）の課題
- 人材確保（採用）の課題

第2回

- 原子力人材育成の司令塔の必要性、求められる機能、担い手
- 原子力人材の定量的把握（人材需給見通し）の具体的進め方や今後の深掘り方法
- 業界横断での人材育成施策の検討の切り口
- 保障措置人材の育成等の現状と課題

第3回

- 議論の取り纏め

原子力人材育成の今後の方向性

直面している課題

①建設等に必要なた材基盤の弱体化

- ・ 震災以降の建設空白期間によって、特に現場を支える人材の基盤が弱体化しており、技能の維持・継承が喫緊の課題。
- ・ 上記に加え、福島第一原子力発電所の廃炉など、今後継続的に人材を育てていく必要。

②原子力教育・研究基盤等の弱体化

- ・ 震災以降、高度な原子力教育・研究を担う大学や研究機関の人材基盤も弱体化。
- ・ 規制を担う人材も高齢化しており、次世代炉の規制基準作りなど、新たな課題への対応の制約要因に。

③将来原子力を支える人材候補群の縮小

- ・ 人口減少など社会構造の変化により、原子力発電所の建設や保守などを行う現場の人材の候補群も縮小。
- ・ 各プレイヤーが取組を進めているものの、面的な広がりや質的な深掘りが必要。

④産官学連携の実効的枠組の不在

- ・ 上記の課題の対応に向けて産官学が連携するための共通の方針が不在。
- ・ 方針の策定に向けた人材の将来的な需給見込みの分析が不在。

我が国の原子力産業基盤を支える人材構造を、持続可能な形へ再構築する転換期。

①培われた技能、技術を継承・進化させる

建設等を支える人材を育成するための機会拡大【新規・強化】

【経済産業省・産業界】

- ・ 民間の研修施設の業界横断での活用
- ・ 公的な研修施設の拡充

人口減少下でも建設・運転・保守等を持続的に行える環境作り【新規】

【経済産業省・産業界】

- ・ 原子力発電所の現代化に向けた業界横断的対応策の検討
- ・ AI等の新技術の活用検討

②世界最先端の研究・技術基盤を構築する

教育基盤の充実・強化【強化】

【文部科学省・原子力規制庁・アカデミア】

- ・ 教育資源共有化による大学間連携の加速
- ・ 原子力分野以外の学生への裾野拡大等

研究基盤の強化【新規】【文部科学省】

- ・ JAEAの施設を活用した実習機会の拡大
- ・ JAEAの試験研究施設の整備・高度化

規制を担う人材の確保【強化】

【原子力規制庁・文部科学省】

- ・ 原子力規制庁職員の人材流動性や採用の柔軟性の確保
- ・ JAEA、NMCC等の外部技術支援機関（TSO）の活用拡大等

③将来世代を呼び込む仕組みを強化する

電力会社・サプライヤ・研究機関・規制庁等を横断した学生の研修機会の創出【新規】

【文部科学省・原子力規制庁・経済産業省・産業界・アカデミア】

教育機関と企業が連携した学生の学ぶ機会の創出【新規・強化】

【経済産業省・文部科学省・産業界・アカデミア】

- ・ 企業毎に特化した学科の創設支援
- ・ 工業高校等への講師派遣

将来世代への情報発信【強化】

【経済産業省・文部科学省・産業界】

- ・ 広報、出前授業の拡大等

対応の方向性

④産官学横断的な司令塔機能の創出、需給ギャップ分析に基づく中長期ロードマップの策定

産官学一体の推進体制の構築【新規】【経済産業省・文部科学省・原子力規制庁・産業界・アカデミア 等】

- ・ 産官学横断的な司令塔機能の創出、今後のロードマップ策定を2026年度中を目途に実施

中長期的人材需給ギャップの可視化【新規】【経済産業省・文部科学省・原子力規制庁・産業界・アカデミア】

- ・ JAIF原子力発電に係る産業動向調査の設問追加等により、業界等への実態調査、不足分野・規模・時期の分析を2026年度中を目途に実施

IEA閣僚理事会

- 2026年2月18日(水)、19日(木)、第297回IEA閣僚理事会がフランス・パリで開催され、54か国が参加。
- 本理事会での一セッションとして、初めて原子力セッションが設けられ、16か国、欧州委員会、8つの企業が参加。日本はチェア・モデレーターとして貢献。セッションにおいては、原子力プロジェクトにおいて、ファイナンスやサプライチェーンの観点で官民双方の関与が重要である点が確認された。



抄訳：議長サマリー抜粋（原子力関連部分）

- 多くの閣僚は、原子力エネルギーが増大するエネルギー需要に応えるための、安全で低排出かつ調整可能な電源として再び関心を集めていることを指摘（略）。
- 小型モジュール炉（SMR）を含む新規プロジェクトのバンカビリティを高めるためには、信頼できる長期的なビジョンが必要であり、市場に適したインセンティブや明確な政府の方針を伴った、公的・民間投資を動員する枠組みが重要（略）。
- 特に、各国の電力市場の特性に合致したインセンティブや政策枠組みの設計が重要（略）。
- さらに、供給網（サプライチェーン）の強靱性、労働力の技能向上、志を同じくする国々との協力が、展開の鍵となり、規模の経済やイノベーションの実現に寄与することを強調した。

原子力エネルギーサミット2026

- 2026年3月10日（火）、フランス・パリで原子力エネルギーサミット2026が開催され、各国から首脳・閣僚、国際機関の代表等が参加。我が国から井野俊郎経済産業副大臣が出席。
- 本サミットでは、気候変動対策・エネルギー安全保障の柱として原子力の役割拡大を支持。①原子力3倍宣言を歓迎する原子力エネルギーに関する共同声明と、②原子力ファイナンスに関する共同声明を採択。

原子力エネルギーに関する共同声明

(ポイント)

- エネルギー安全保障の観点から、長期運転計画、大規模な発電設備の更新、新規導入国の電力網への原子力導入などの協力的な枠組みを構築し、各国のロードマップを国際的な安全基準と整合させていく。
- 原子力導入に適した環境開発の観点から、多国間開発銀行、国際金融機関などの関与を促すとともに、追加的な原子力プロジェクトに向けて、公的投資だけでなく民間投資が必要。
- IAEA基準に基づく原子力安全・核不拡散、人材育成、技術革新、燃料・廃棄物管理など、原子力発展に向けた国際協力を進めていく。

原子力ファイナンスに関する共同声明

- 原子力エネルギーは各国のエネルギー安全保障と経済発展に貢献。多様な資金源を組み合わせた予測可能な資金調達が重要。国際金融機関による能力構築支援を歓迎。原子力発電と原子力産業全体の長期的拡大を支持する。



【参考】EU・フォン・デア・ライエン欧州委員長スピーチ (原子力エネルギーサミット2026)

- 2026年3月10日（火）、フランス・パリで開催された原子力エネルギーサミット2026において、フォン・デア・ライエン欧州委員長のスピーチで、原子力推進に加え、原子力と再生可能エネルギーの組み合わせが最も効率的なシステムであると強調された。

【概要】スピーチのポイント

- 欧州の電力価格は構造的に高く、産業競争力を脅かしている
 - ・ 電力価格は産業競争力を左右する決定的要素。燃料は高価で変動の大きい輸入に依存。
 - ・ 欧州には国内で生産できる低炭素エネルギー「原子力と再生可能エネルギー」がある。
 - ・ 1990年の原子力比率 1/3が、現在約15%にまで低下。この選択は「戦略的誤り」。
 - ・ 再エネは低コストだが不安定。原子力は24時間安定供給可能で信頼できるエネルギー。
 - ・ 原子力と再生可能エネルギーの組み合わせが最も効率的なシステム。
 - ・ 欧州は原子力技術のパイオニアであり、次世代原子炉は欧州発の高付加価値ハイテク輸出製品となり得る。
- 世界的な原子力エネルギーの復興に欧州も一翼を担いたい
 - ・ 欧州委は原子力・燃料への支援を拡大。
 - ・ 世界初の **小型モジュール炉（SMR）産業アライアンス**を発足。
 - ・ ITERを含むフュージョン研究に **50億ユーロ以上**の投資を提案。
- 欧州の新SMR戦略を発表
目標：2030年代初頭までにSMRを欧州で実用化
＜3つの施策＞
 - ① 規制の簡素化、
 - ② 投資環境の整備、
 - ③ 欧州全体での協力



インド太平洋エネルギー安全保障閣僚・ビジネスフォーラム(IPEM)

- 2026年3月14日(土)、15日(日)、日米共催によりインド太平洋エネルギー安全保障閣僚・ビジネスフォーラム(IPEM)を都内にて開催。インド太平洋地域より、18カ国の首脳・エネルギー担当閣僚に加え、各国産業界、政府系金融機関代表等が参加。
- 同フォーラムでは、インド太平洋地域におけるSMR導入に関する民間のMOUが発表されると共に、官民パネルセッションが実施され、原子力導入に関する展望と課題などについて議論された。
 - インド太平洋へのSMR導入、導入国支援に向けた取組強化に関する日米企業等ディール(MOU)の署名発表
 - (1) 日立×GEベルノバ(BWRX300)
 - (2) 三菱電機—ホルテック—ヒュンダイ建設(SMR300)
 - (3) JAIF×米原子力エネルギー協会(NEI)



抄訳：共同声明抜粋

インド太平洋の成長と安全保障のための信頼できるエネルギー、エネルギーサプライチェーン(略)を支援するため、各国大臣は以下の価値を確認。(略)

- 手頃で信頼性が高く、安全なベースロード電源を含むエネルギー供給を支えるために、上流の開発施設から下流の設備までを含む包括的なエネルギーインフラへの投資と資金調達。
- 地域のエネルギー安全保障を強化する上での金融の役割を強調。手頃で信頼性が高く、安全なエネルギー源への投資を支援する金融環境を創出し、成長させる。(略)
- 多国間開発銀行や公共金融機関との協力のもとで進める。(略)
- 世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、その他の国際金融機関による、手頃で信頼性が高く、安全なエネルギー源(原子力や炭化水素を含む)に関するプログラムや技術支援のための資金調達拡大に関する取り組みを歓迎。(略)
- さらに、特に原子力エネルギーの分野で、関心のある国々との協力を加速し、小型モジュール炉(SMR)やその他の先進技術を展開していく。

東南アジア諸国との原子力分野における連携強化

- 2026年3月14日（土）、15日（日）に開催されたインド太平洋エネルギー安全保障閣僚・ビジネスフォーラム（IPEM）の機会を利用して、インドネシア・シンガポールと原子力に関する協力覚書（MoC）等を締結。

インドネシア

MoC概要：エネルギー鉱物資源省との間で、**原子力分野に関する包括的な協力を確認。**

1. インドネシアにおける原子力導入に向けて、各関係機関（例：日本原子力産業協会やJAIF国際協力センター（JICC）など）の協力も得ながら、**IAEAのガイドラインに沿った能力構築支援を強化。**また、将来的に**日本企業が関与する原子力発電プログラムを促進。**
2. エネルギー安全保障及び電力システムの安定性を確保するための原子力発電技術を推進。
3. **西カリマンタン州を含む立地候補地、炉の所有者・オペレーターの選定や必要なインフラ整備、電力市場における事業環境の改善**などについて、日本および同志国の協力のもと議論。
4. インドネシアでの原子力事業の進捗に応じて、**日本の輸出信用機関の活用可能性**について議論し、状況に合わせて、国際開発金融機関といった国際機関の知見を活用。
5. さらに協力を進めるために**必要な議論を加速化**させる。



シンガポール

包括的なエネルギー等協力枠組み概要：貿易産業省との間で、包括的なエネルギー協力（新たな分野として**原子力**を含む）に署名。



米国・DOE「商用炉の段階的拡大に向けた取組み」 (Utility Power Reactor Incremental Scaling Effort: UPRISE)

- 2026年3月12日（木）、米国エネルギー省（DOE）は、既設炉の有効活用を中核とし、建設中断などの新規建設案件の再開を含む、原子力発電容量増強を目的とするイニシアチブ「商用炉の段階的拡大への取組み（UPRISE）」の立ち上げを発表した。

取組のポイント

- 既存原子力インフラを活用した費用対効果が高く即効性のある以下の手段を通じ、2027年までに2.5GW、2029年までに5GWの原子力発電容量の増強を目指す。
 - ・ **既設炉の出力増強** （現状：これまでに合計約8GW分が承認済みで、今後、合計約2.4GW分が申請予定）
 - ・ **既設炉の運転期間延長** （現状：これまでに20基で80年運転が承認済みで、5基が審査中、23基以上が申請予定）
 - ・ **プラントの稼働率向上** （現状：先進燃料技術（燃料高燃焼度化等）などの最新技術の適用検討）
 - ・ **閉鎖プラントの再稼働** （現状：Palisades、Christopher M. Crane（TMI-1）、Duane Arnoldで再稼働に向けた取組有）
- また、新規建設に向けた取組として**建設中断・未着工案件の再開**や**効率化された許認可プロセスの活用**も推進。
- イニシアチブの初期段階では事業計画の確立に焦点。サプライチェーンの準備状況の検証、出力増強や設備更新に向けたプラント設備の評価、プロジェクトへの投資判断を裏付ける経済モデルの検証に取り組む。
- DOEの原子力エネルギー局及びエネルギー優位性金融局（EDF）は、今年後半に、発電所所有者－最終需要家間の協力促進のためのマッチングワークショップを開催予定。なお、EDFは2,890億ドル（約45兆円）超の融資権限を有しており、特に**適格な出力増強プロジェクトは費用の最大80%まで優遇融資を受けることが可能。**

DOE R. バーラン次官補代理のコメント

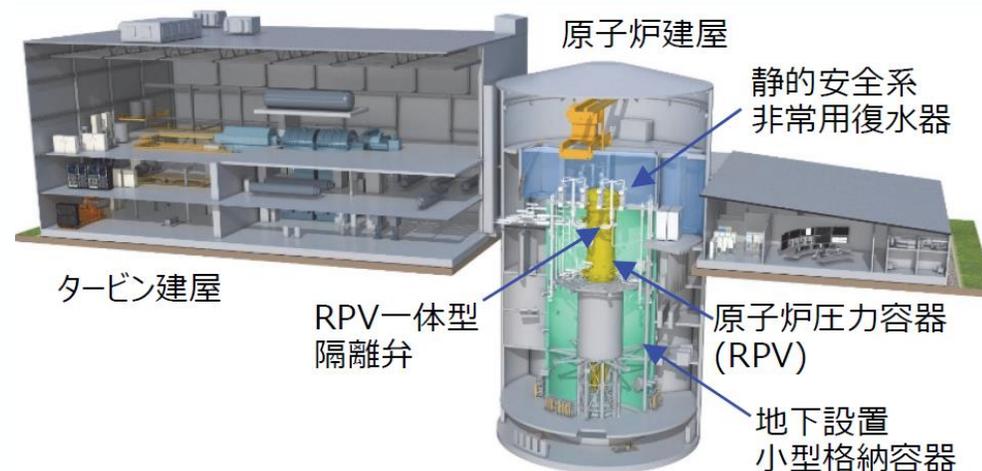
- 米国の原子力発電所再興につながる取組み。
- DOEはUPRISEを通じて産業界と協力し、大統領令で掲げられた、2030年までに国内の原子力発電容量を5GW拡大する目標を上回る成果を目指す。

日米政府の戦略的投資に関する共同発表（SMR部分）

- 2026年3月19日、日米政府の戦略的投資イニシアティブの下、第二陣プロジェクトとして、テネシー州・アラバマ州における小型モジュール炉（SMR）の建設プロジェクト（推定額：最大400億ドル）に関して、2025年9月4日付けの了解覚書に沿って、その詳細について、連携しつつ、誠実かつ迅速に、更なる作業を行う意図を有すると発表。
- 日本企業にとっては、関連設備・機器を供給することによるビジネスの拡大も見込まれ、今後、第二陣プロジェクトについて、更なる作業を経て、投資の実施に至った場合には、テネシー州・アラバマ州におけるSMRの建設プロジェクトにおいては、日立GEベルノバニュークリアエナジー、IHI、日本製鋼所といった企業や多摩川精機、テイエルビといった中小企業が、関連機器等を納入することが期待される。

BWRX-300概要

- 米GEベルノバ日立ニュークリア・エナジー社が開発する小型モジュール炉（SMR）。
- 2030年、加オンタリオ州・ダーリントン発電所において、初号機が運転開始予定（合計4基）。
- 2032年、米テネシー州・クリンチリバー発電所において、運転開始予定（1基）。
- そのほか、ポーランド（合計24基）、エストニア（合計2基）等においても、導入計画を検討中。



【参考】中東情勢を踏まえた火力発電の政策的対応

2026年3月27日
第5回 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
資料7

- ・ 中東情勢が長期化・深刻化した場合でも電力の安定供給に万全を期すため、火力発電について以下の対応を行っていく。

石油：

一般的に、石油火力は（燃料費が高いため）高需要期を中心に稼働が想定される。離島の電力供給の主力として活用されているケースもある。こうした稼働実態を踏まえつつ、必要な時期に稼働が可能になるよう、燃料（C重油等）の在庫水準を継続的に確認しつつ、必要に応じて、燃料確保について官民で連携した対応を行う。

LNG：

現在、電力・ガス会社は、ホルムズ海峡経由のLNG輸入量1年分に相当する400万トン程度の在庫を有している。代替調達の実態などにより、短期的な供給に支障を生じる状況にはないものの、官民で危機感・緊張感をもって対応していくため、官民連絡会議を開催し、官民での情報共有の強化、安定供給に向けた取組などを確認した。燃料在庫・調達状況の定期的なモニタリングを継続するとともに、事業者による取組を行ってもなお対応できない場合は、必要に応じて、電力・ガス会社間のLNG融通の仲介を行う。

石炭：

現下の中東情勢を踏まえると、今後のLNG調達について不確実性が高まっていることから、石炭火力の稼働を高めることでLNG燃料等を節約し、安定供給に万全を期す。このため、容量市場における非効率石炭火力の稼働抑制措置（注1）を、緊急的な対応として、2026年度においては適用しないこととする。一定の仮定（注2）で試算すると、これによるLNG節約効果は約50万トン（ホルムズ海峡を経由するLNG年間輸入量400万トンの1割強に相当）。

（注1）設計効率42%未満の非効率石炭火力について、年間の設備利用率を50%以下に抑えなければ、容量市場からの収入を20%減額する、という稼働抑制措置。

（注2）容量市場メインオークション（実需給年度：2026年度）で応札した非効率石炭火力のうち稼働が見込まれるものについて、石炭火力の平均的な稼働率で発電すると仮定。